

屋外広告物の許可に係る案内先一覧(埼玉・千葉・東京・神奈川)

屋外広告物(看板)は、それぞれの自治体の条例により、大きさ、設置場所等が定められています。また、原則として、設置する所在地を所管する自治体の許可が必要となります。詳しくは、それぞれの自治体のHPをご覧ください。

(自治体の名称をクリックすると、当該自治体の屋外広告物に係るHPへリンクします)

東京都内

八王子市
東京都(上記以外の区域)

神奈川県内

横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市
藤沢市	小田原市	秦野市	茅ヶ崎市
大和市	平塚市		
神奈川県(上記以外の区域)			

埼玉県内

さいたま市	川越市	越谷市
八潮市	新座市	川口市
戸田市	春日部市	三郷市
埼玉県(上記以外の区域)		

千葉県内

千葉市	船橋市	柏市
千葉県(上記以外の区域)		